

文京区立学校の「交流及び共同学習」

～共に育つためのガイドライン～



令和2年4月

文京区教育委員会

はじめに

平成23年8月に改訂された障害者基本法では、その目的において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」ことを示しています。

学校教育における特別支援教育は、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握しそのもてる力を高めるため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。さらに、特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

このような観点から、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」は、障害のある子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむうえで重要な役割を担っていることはもちろん、障害のない子どもたちにとっても、障害に対する正しい理解と認識を深めるための貴重な機会であると考えます。つまり、互いを理解する土壌づくりという役割がこの「交流及び共同学習」にはあると言えます。

「交流及び共同学習」の活動は様々な形態のものが実施されておりますが、このガイドラインでは主に文京区立小・中学校の特別支援学級（固定制）と通常の学級との間で実施されるものを中心に取り上げています。

このガイドラインには、「交流及び共同学習」を行うに当たってのとらえ方や校内体制の在り方、具体的な取組例、留意点等を示しました。各学校においては、このガイドラインに基づき、各学校の特色を踏まえた創意工夫を凝らして「交流及び共同学習」に取り組んでいただきたいと思います。

教育の場において、「交流及び共同学習」を行うことは、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に成長していくことのできる機会であるにとらえます。副題の「共に育つためのガイドライン」とは、そのような願いをこめて付けたものであり、すべての子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を期待するものです。

目 次

1	「交流及び共同学習」の意義	1
2	「交流及び共同学習」のとらえ	3
3	教育課程等との関わり	5
4	「交流及び共同学習」の展開の仕方	7
	(1) 関係者の共通理解	7
	(2) 指導計画の作成	7
	(3) 活動や学習の評価	8
5	学校の役割	9
	(1) 校長の役割	9
	(2) 特別支援教育コーディネーターの役割	9
	(3) 各教員の役割	10
6	保護者との連携について	13
7	「交流及び共同学習」の実際	14
	(1) 「交流及び共同学習」を実施するにあたって	14
	(2) 事前の準備	14
	(3) 日常的な「交流及び共同学習」	15
	(4) 特別活動における「交流及び共同学習」	
	① 学校行事を除いた特別活動における「交流及び共同学習」	18
	② 学校行事における交流	21
	(5) 授業における「交流及び共同学習」	
	【小学校】	25
	【中学校】	26
8	障害のある子どもの理解と配慮について	27
	(1) 知的障害	28
	(2) 自閉症・情緒障害	28
	(3) LD（学習障害）	29
	(4) ADHD（注意欠陥多動性障害）	30
	(5) 言語障害	31
	(6) 肢体不自由	31
	(7) 視覚障害	32
	(8) 聴覚障害	32
	(9) 病弱・身体虚弱	33

1 「交流及び共同学習」の意義

文京区は、障害の有無にかかわらず、「だれもお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち¹」を目指している。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、子どもの頃から、互いにふれ合い、共に活動する機会を意識的に設けることが大切であるとする。

学校教育の場において、特別支援学級に在籍している児童・生徒に対し、一人一人の障害の状態や特性を踏まえた個別の教育活動に加えて、通常の学級に在籍する児童・生徒との「交流及び共同学習」を行うことは、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に成長していくことのできる機会であり、すべての子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たすものである。

【参考資料】 <小学校学習指導要領>（平成29年3月告示）

第1章 総則 第5

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

※中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。

※ 平成23年8月に障害者基本法が改正され、第16条に以下のような内容が追加された。

第16条

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

¹ 文京区基本構想（平成22年6月策定）における障害者福祉分野の将来像～10年後にあるべき姿～

※ 平成25年9月に障害者基本計画（第三次）が策定され、「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」の基本的な考え方として、以下のように示された。

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮²を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進する。

（1）インクルーシブ教育システムの構築

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築する。また、以上の仕組みの下、障害のある児童生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促す。
- 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知する。
- 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る。

なお、現在は、障害者基本計画（第四次）が始まっている。

² 「合理的配慮」の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会より

2 「交流及び共同学習」のとらえ

文京区における「交流及び共同学習」の基本的な考え

- ・通常の学級に在籍する子どもたちと特別支援学級に在籍する子どもたちが共に行う「交流及び共同学習」は、その単元の指導計画と個別指導計画に基づき学校が責任をもって意図的・計画的に行うものである。
- ・「交流及び共同学習」の目的は、一人一人の子どもたちに「だれもが互いの人格と個性を認め尊重し、支え合う」気持ちと態度を養うために行うものであり、交流することはその手段である。
- ・円滑な実施に向けて、障害のある児童・生徒が参加することを前提として、どのような工夫や配慮をすればよいのか検討して実施する。
- ・一人一人の障害の状況や発達の段階に留意しながら、児童・生徒本人の負担過重にならないように、状況に即して柔軟に行う。

文京区では、教育指針において、今後の方向性として「共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えて」いくことを示している。このため、特別支援教育においては、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが、ふれ合い、共に活動する機会を積極的に推進するため、「交流及び共同学習」を意図的・計画的に設け実施する。

このガイドラインでは主に文京区立小・中学校の通常の学級と特別支援学級との間で実施されるものを中心に取り上げる。

「交流及び共同学習」は、①日常的な交流など、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とするもの。②教科等のねらいの達成を目的とする教育活動の二点とする。この2つの活動場面は分かちがたいものとしてとらえ、双方を推進していく必要がある。

「交流及び共同学習」は、社会を構成する様々な人々と、共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるとともに、障害のある子どもの社会参加を促進するためのよい機会でもある。

すべての子どもたちが共生社会を形成していく担い手となるためにも、役立つものととらえる。

教育委員会では、次に挙げるような取組を進め、各学校における「交流及び共同学習」を支援していく。

(1) 交流及び共同学習支援員の配置

小・中学校の固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて「交流及び共同学習」を実施できるように固定制特別支援学級設置校（小・中学校計11校）全校に支援員を配置し、学習の支援、健康・安全の確保、周囲の児童・生徒への理解の促進等の職務を担う。

(2) 合理的配慮協力員の積極的な活用

固定制特別支援学級設置校に合理的配慮協力員を年間2回程度派遣し、「交流及び共同学習」を行う上で必要となる合理的配慮の提供に関する指導・助言を行う。

(3) 巡回相談の実施及び専門家チームの派遣

区立小・中学校30校全てにおいて、巡回相談を実施し、特別な支援を必要としている児童・生徒についての的確なアセスメントの下に、指導の充実を図る。また、特別支援教育に関わる専門的な経験、知識を有する専門家で構成された専門家チームを派遣し、各学校に対する特別支援教育の取組に関する技術的な支援を行う。

(4) 保護者や地域の人々への理解推進

チラシやリーフレット、ホームページなどを活用して特別支援教育の取組について発信するとともに、「交流及び共同学習」に関する取組についても発信し、保護者や地域の人々への理解を求めていく。

(5) 研修の企画・実施・評価

特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育研修、特別支援教育コーディネーター養成研修を中心として特別支援教育に関する理解を深めるとともに専門性を高める研修を行う。また、特別支援教育担当指導員・介助員等研修を実施し、担当指導員や介助員の理解を深める。

(6) 調査や研究の実施及び成果の活用

インクルーシブ教育システム構築モデル事業（交流及び共同学習）指定モデル地域として、固定制特別支援学級設置校における優れた事例を、区内小・中学校の特別支援教育の推進に資する事例として取りまとめ紹介していく。

(7) 特別支援教育体制の整備状況の把握

教育課程編成状況調査及び特別支援教育体制整備調査を活用して区内小・中学校の特別支援教育体制の整備状況を把握し、その充実に向けた指導・助言を行っていく。

3 教育課程等との関わり

文京区の特別支援学級（固定制）には知的障害学級と情緒障害学級とがある。これらの特別支援学級は東京都学級編制基準に基づき、学級が設置される。また、法令に基づいて、特別支援学級の担当教員が配置される。このことから、特別支援学級としての教室表示や出席簿・学校要覧・学事報告等の公簿類には特別支援学級の担当教員、在籍児童・生徒数等を明確にしておく必要がある。

ただし、「交流及び共同学習」は、障害種別にかかわらず、どの学級でも一人一人の発達の段階や障害等の状況を踏まえて実施されるものである。

実施に当たっては、各学校及び特別支援学級が編成する教育課程に基づいて、意図的・計画的な指導を行う。各学校の教育課程は、学校における1年間の教育活動の根本となる計画であり、児童・生徒一人一人に作成される個別指導計画は教育課程に即して作成されるものである。

「交流及び共同学習」は、各学校の教育課程を踏まえて作成される個別指導計画に基づき、特別支援学級に在籍する児童・生徒、一人一人の発達の段階や障害等の状況に即して、実施されるものである。

特別支援学級に在籍する児童・生徒一人一人の個別指導計画は、保護者の意向も踏まえながら、前年度中に作成するものとする。ただし、新入生については前年度中に在籍する学校・園等からも聞き取りを行い、新学期の始まりに間に合うように作成する。

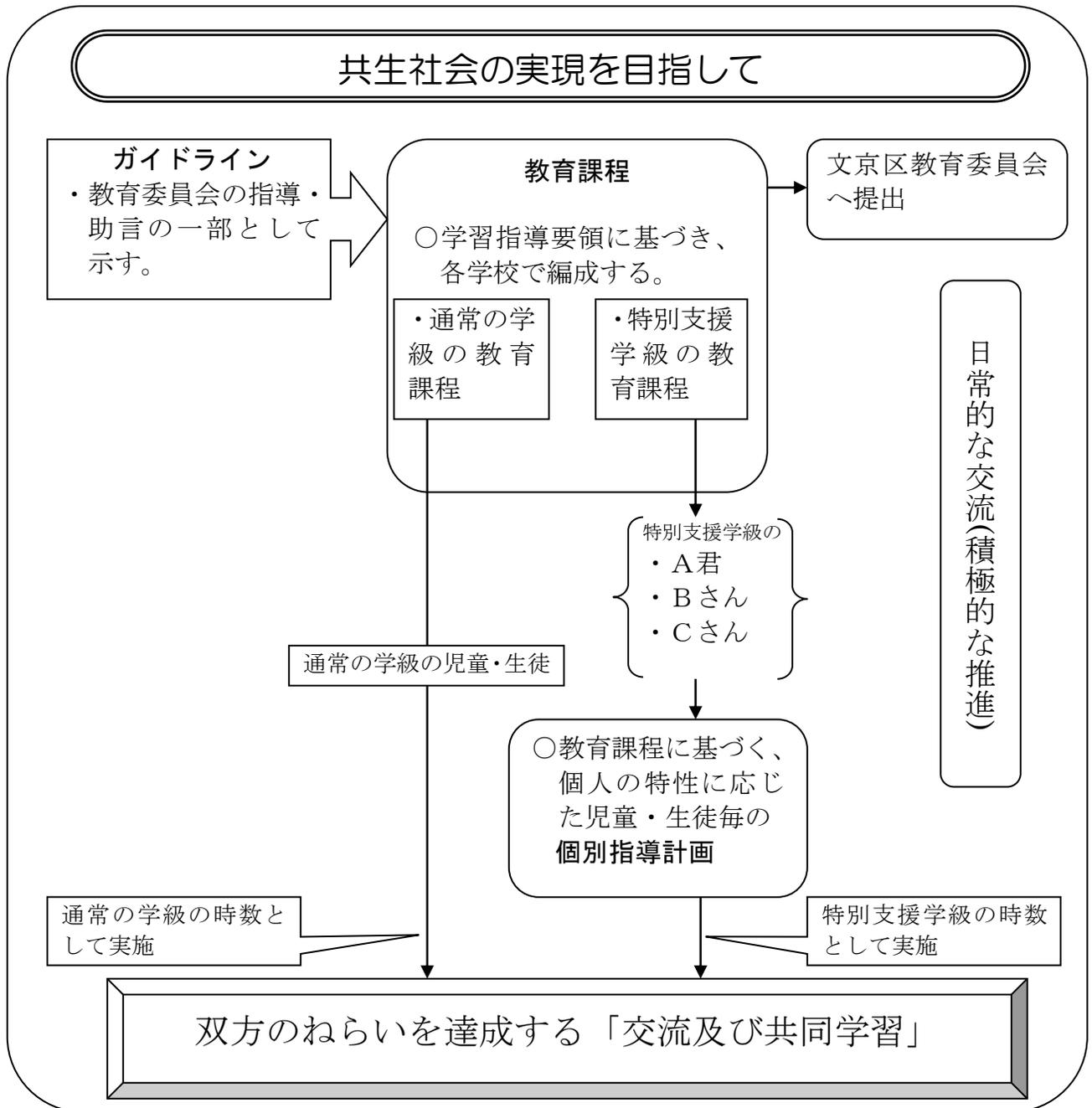
実際の指導においては、合理的配慮が必要なため、一人一人の状況に応じて支援方法を講じたり、特別支援学級の担任や支援員が加わり補助したりすることが考えられる。

教科の授業として実施する場合には、通常の学級の教科等のねらいや内容に基づき、その授業のねらいや内容に沿った学びを特別支援学級の児童・生徒が習得できることが基本となる。

「交流及び共同学習」は、各学校で実施される教育課程に基づいて行われる意図的・計画的な指導であることから、教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にするとともに、その活動の目標が達成できているかなど、適切に評価を行うことが必要である。

※文京区における

ガイドライン・教育課程・個別指導計画・交流及び共同学習の関係イメージ図



4 「交流及び共同学習」の展開の仕方

(1) 関係者の共通理解

① 「交流及び共同学習」と本区ガイドラインについて

「交流及び共同学習」については、通常の学級の教員と特別支援学級の教員が、互いにその必要性、意義等について十分に理解し合うことが大切である。また、この「ガイドライン」の内容についても年度当初の4月の職員会議などでしっかりと確認するとともに、「交流及び共同学習」は、すべての子どもの成長につながることを再確認する。特に、各学校の教育目標にどのように合致しているのかを確認しておくとともに、相互にどのような教育的効果があるのかを確認しておくことなどが大切である。また、「交流及び共同学習」の計画立案等を行う委員会などを校務分掌に位置付けるなどして、定期的に話し合いや振り返りを行い組織的な連携や協力体制によって、学校全体で取り組むことが大切である。

② 特別支援学級の児童・生徒一人一人の理解促進

4月当初の職員会議等で、特別支援学級の児童・生徒一人一人の障害の状況や特性等について理解を深めるようにする。その際、様々な場面における具体的な言葉のかけ方や対応の仕方など、支援方法を共通認識しておくことが大切である。交流する学級や学年に限らず教職員全員で共通理解しておく。

(2) 指導計画の作成

① 個別指導計画と「交流及び共同学習」

「交流及び共同学習」の実施に当たっては、児童・生徒一人一人の実態に即して、保護者との共通理解の下に、個別指導計画に位置付ける。年間指導計画や活動ごとの指導計画は個別指導計画に基づいて作成する。

その際、交流学級の学習指導計画とともに「交流及び共同学習」の形態や内容、回数、時間、場所、役割分担、協力体制、特別支援学級と通常の学級の教育課程上の位置付け、評価計画等について事前に十分検討し、保護者との共通理解の下、指導計画を作成することが大切である。

② 児童・生徒の実態に即した指導計画の作成

(P26 「8 障害のある子どもの理解と配慮について」参照)

子どもたちが活動を無理なく継続的に繰り返すことができるように、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対しては、発達の段階や障害等の状況を踏まえながら一人一人の特性にあわせて個別に計画する。そのためには、「交流及び共同学習」を留保する場合もあることも含めて、一人一人の子どもの教育的ニーズについて保護者とも十分に話し合った上で、活動の楽しさや充実感等が味わえるように実施できるようにする必要がある。

③ 指導計画と学校体制

「交流及び共同学習」の対象となる活動に障害のある子どものための工夫

を検討する際には、特別支援学級担任だけに任せるのではなく、実際に交流を予定している学級の担任はもちろんのこと特別支援教育コーディネーターが積極的に関わるなど、学校全体で複数の視点や様々な角度から可能性を探り、合理的配慮について打ち合わせを行い、共有していくことが大切である。

④ 時間割などの実施に向けた準備

「交流及び共同学習」に取り組むに当たっては、交流を予定している学級との時間割の調整が必要になる場合もある。1年間で予定されている授業時数に基づき、実施する「交流及び共同学習」に応じた調整を図っていくことが大切である。ただし、柔軟な対応が求められる。

(3) 活動や学習の評価

「交流及び共同学習」を意図的・計画的に展開していくためには、以下の点を適切に評価する必要がある。

① 活動を通して、相互理解がどのように進んだか。

相互理解の推進は、本ガイドラインが目指す最も重要なものの一つである。障害の有無にかかわらず、共に助け合い支え合って社会を形成する仲間として、子どもたちが「互いの人格と個性を認め尊重し、支え合う」気持ちと態度を養うことが大切であることを認識した評価に努める。

② 各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたか。

事前に、子どもたちに対して「交流及び共同学習」で児童・生徒が互いに学び合うことの意味をしっかりと押さえておくとともに、活動のねらいに応じた評価項目や評価方法をそれぞれの学級の教員間で打ち合わせしておくことが大切である。ねらいに応じて、教育活動を具体的に評価し、各教科・領域等の学習において、子どもたちにどのような力が身に付いたかを明らかにする。さらに、「交流及び共同学習」の大きな目的である「共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するために、作文や絵等に表現されたものや「交流及び共同学習」の活動場面での変容だけでなく、広く学校以外の地域の生活等で子どもがどのような姿を見せているかなど、子どもの変容をできるだけ幅広くとらえるようにする。そのためには、保護者や児童館の職員、育成室の職員などから意図的に子どもの情報を得ることも考えられる。

③ 評価に当たっての留意点

「交流及び共同学習」の評価は、通常の学級、特別支援学級それぞれの学級において、各教科・領域等の評価規準・評価の観点に基づき評価を行い、通知表や指導要録等の評価に反映させる。また、交流先の学級での主な交流内容等を指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載する。

5 学校の役割

(1) 校長の役割

校長は学校経営方針に基づき、「交流及び共同学習」の充実に向けて次の内容を参考として積極的に取り組むことが期待される。

① 校内支援体制の整備及び児童・生徒・保護者・地域への周知

「交流及び共同学習」を推進するために、当該児童・生徒自身の自己理解を深めるとともに、児童・生徒や保護者・地域へ「交流及び共同学習」についての正しい理解を広めていくことが重要である。

例えば、次のようにあらゆる機会をとらえて理解の推進を図ることが考えられる。

- ・児童・生徒向けには、儀式的行事でのあいさつ、全校朝会での講話等。
- ・教員向けには、該当学級の担任だけではなく、同学年の担当教員、専科担当教員、その他少人数指導担当教員等への説明による校内体制の整備等。
- ・保護者向けには、学校だよりやPTA総会、研修会等でのあいさつ等。
- ・地域向けには、学校評議員への教育方針や教育状況の説明の中でふれたり、学校保健委員会等での議題に取り上げたりする等。

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援学級の担任や通級学級の担任が特別支援教育コーディネーターを務めている場合には、次のような役割が考えられる。通常の学級の担任や養護教諭が特別支援教育コーディネーターを務めている場合は、次の内容を参考に、できる部分から取り組むようにする。

① 保護者との関係づくり

「交流及び共同学習」を推進するためには、障害のある児童・生徒の保護者のみならず、障害のない児童・生徒の保護者への理解を深めることが大切である。

保護者への理解を深める上では、個人情報保護の観点から情報の管理を慎重にし、誤解や学校への不信感が生じないよう配慮することが重要である。その上で、学校だよりやPTA活動、教育相談等の機会を活用して分かりやすく説明することに努める。

② 担任とともに行う児童・生徒理解と支援体制

- ・状況判断をし、担任ができることを見極めながら助言をする。担任の児童・生徒への理解を深めるため、総合的な理解を進めたり、今後の対応への見通しを説明したりすることが大切である。
- ・校内における組織的な支援体制や、担任への支援体制を模索する。

③ 校内委員会での推進役

ア 個別の教育支援計画の作成に向けて

個別の教育支援計画とは、該当の児童・生徒に対して、乳幼児期から就労までの長期的な視点で部局横断的に関係機関（教育、福祉、医療等）が連携して作成するものである。作成に当たっては、例えば「個別の教育支援計画」策定検討委員会を設置して検討を行うことも考えられる。また、作成作業においては保護者の積極的な参画を促し、計画の内容や実施について保護者の意見を十分に聞いて、計画を作成・実施し改善していくことが重要となる。

イ 校内委員会での個別指導計画の作成への参画

- ・校内委員会で、個別指導計画に盛り込む基本的な事項（例：児童・生徒の状態・状況についての判断、指導・援助についての基本方針等）を検討する。
- ・作成された個別指導計画を校内での会議等で報告し、教職員間の共通理解を図る。

（3）各教員の役割

校長の経営方針に基づき、教職員間の連携を図るとともに次の内容を参考として積極的に「交流及び共同学習」に取り組んでいくことが期待される。

① 個別指導計画の活用

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応した個別指導計画を立案・作成するとともに、それに基づく指導の結果を評価し、改善につなげる。

ア 目標の設定

児童・生徒にとっての具体的な目標を設定する。目標の設定に当たっては、単元、学期、学年ごとなど児童・生徒の実態に即して、適宜、行うように努める。

イ 手だての工夫

目標に対する具体的な手だてを設定する。配慮の例としては、「保護者と1週間ごとに情報交換をする」「さりげなく応援してくれる友達を同じグループにする」「座席の位置を前にする」などの記述が考えられる。また、支援の例としては、「全体への指示の後、その子に指示をして理解したかどうかチェックする」「1時間目の開始までに机上に学習の準備ができるよう特製のチェック表を導入する」「大きめのマス目のワークシートを用意する」などの記述が考えられる。

② 通常の学級の担任と特別支援学級担任との連携

「交流及び共同学習」を円滑に進めるためには、通常の学級の担任と特別支援学級担任との連携が大切である。事前に、児童・生徒に対する配慮の内容や学習内容に関して共通理解を図ることが大切である。

③ 通常の学級の児童・生徒への理解・啓発

「交流及び共同学習」を充実したものとするために、通常の学級の児童・生徒への理解・啓発を図る。

ア 「交流及び共同学習」の意義について

障害のある子どもも、障害のない子どもも共に成長することを目指す「交流及び共同学習」の意義について、事前指導等を通して理解させるよう努める。

イ 「交流及び共同学習」を通じて障害に対する正しい理解を深める

一人一人の児童・生徒が「互いの人格と個性を認め、尊重し、支え合う」気持ちと態度を身に付けることができるよう、「交流及び共同学習」を機会として障害に対する正しい理解をもてる指導に努める。

④ 保護者との関係づくり

保護者との情報交換を通してニーズを把握するとともに、支援の方法等について保護者に説明し理解を得る。

ア 保護者との情報交換

(7) 保護者との信頼関係の構築

「交流及び共同学習」を推進する際に、重要となるのは、保護者との信頼関係である。保護者の気持ちを受容、共感して受け止めることを心がけて話し合うことが重要である。

(イ) 保護者のニーズの把握

保護者は、その児童・生徒を育ててきた最も身近な理解者であり、我が子の学習面や行動面での困難さもいち早く感じ取っている。担任は、学習面、行動面、対人関係等についての保護者のニーズを聞き取っていくようにする。

(ウ) まずできることから取り組む

コーディネーターの協力を得つつ、早急に担任ができる効果的な教育の在り方を具体的に検討し、まずできることから取り組んでいく。効果が確認できたら、次の手だてを考えていく。また、こうした取組について保護者と共通理解をもって進めていくようにする。

イ 保護者への説明

(7) 個別指導計画についての説明

担任は、児童・生徒について得られた情報を参考に、必要に応じて校内・校外の関係者にも個人情報に留意しながら情報を提供した上で、個別指導計画に基づいて「交流及び共同学習」に取り組むことについて、保護者に説明し理解を得るようにすることが大切である。個人面談等の機会を活用して説明する場を設け、「交流及び共同学習」の取組について理解を得ていくよう努める。

(イ) 個人情報の適切な取扱い

児童・生徒の個人情報の管理に際しては、個人のプライバシーが損なわれないよう適切な取扱いに注意する。

⑤ 情報の引継ぎ

学年や学校が変わる時に、取り組んできたことが途切れたり、環境の変化で子どもが落ち着きをなくしたりする場合がある。新旧の担任や関係者間で情報が適切に引き継がれることが大切である。

6 保護者との連携について

(1) 連携の方法

① 信頼関係の構築に向けて

学校が効果的な教育活動を行っていくためには、学校と保護者との信頼関係を構築することが重要である。校長、養護教諭、担任と保護者がお互いの立場を理解し合い、子どものためによりよい方法をとともに考えるための話し合いの場をもてることが期待される。

② 情報の共有

「交流及び共同学習」を充実させるためには、保護者と交流学級の担任及び特別支援学級の担任との間の情報の共有が大切である。連絡帳や電話等により、家庭と学校の双方に負担にならない程度で、連絡を密にすることにより、学校での子どもに対する細やかな対応等を期待することができる。

③ 情報の引継ぎ

学年や学校が変わる時に、これまで取り組んできたことが途切れてしまうといった可能性も考えられる。場合によっては、交流学級の担任及び特別支援学級の担任と保護者との話し合いの場をもつことなどにより、円滑な引継ぎを行うことも考えられる。

(2) 家庭の様子を知る

子どもの様子は、学校と家庭では異なっていることが多い。家庭での日常生活の特徴的な行動や家庭で実施して効果的であった対応を知ることは学校にとって貴重な資料となる。

(3) 学校での様子を伝える

学校の中での友達関係や休み時間などの様子には、家庭では知ることのできない子どもの姿が表れている。成功体験があるか、いじめはないか、クラスに居場所はあるか、集団の中でトラブルがないか、また、学校生活での子どもの様子で気になることや困っていることはないかなど、「交流及び共同学習」の活動の様子について、特別支援学級の保護者とともに通常の学級の保護者と確認したり共有したりすることにより、学校との一層の信頼関係が築かれることが期待される。

(4) 個別指導計画、個別の教育支援計画の作成の際の連携

「交流及び共同学習」を効果的に進めるために重要となるのが個別指導計画、個別の教育支援計画である。上記の連携の方法に基づいて築かれた学校と保護者との信頼関係を生かし、児童・生徒のニーズを的確に把握した個別指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要がある。

7 「交流及び共同学習」の実際

(1) 「交流及び共同学習」を実施するにあたって

「交流及び共同学習」を実施するにあたって重要なのは、交流学級の担任と特別支援学級の担任との連携である。交流学級の担任と特別支援学級の担任は、特別支援学級の児童・生徒の実態の把握とともに配慮する内容とその時期について共有しておく必要がある。

また、交流学級の児童・生徒の障害に対する理解を啓発するための指導も必要となる場合も考えられる。場合によっては、特別支援学級の担任の協力を得て、交流学級で事前に障害に対する理解を深める指導を行うことも考えられる。

(2) 事前の準備

① 交流学級名簿の作成

特別支援学級に在籍する児童・生徒の実態を事前に把握できるよう努め、可能な限り入学式までに交流する学級を決定し交流学級名簿を作成し準備しておく。交流学級名簿は、日常使う名簿として、交流する通常の学級の中に五十音順に名前を入れた名簿を作成する。なお、各学級の出席簿は学校教育法施行規則第28条に関わる公簿のため、在籍する児童・生徒の名前を掲載する。

② 机、イス、ロッカー等の準備

交流する学級に、机、イス、ロッカー等を準備する。座席の位置は、一人一人の障害の状況や特性に応じて適切に決めるようにする。

③ 靴箱

靴箱に関しては、基本的には交流する学級と同じ場所を使えるように検討する。前提として、障害のある子どもが自ら行動できる安全対策を優先して個別に判断する必要がある。

上記以外にも、学校の実態に応じて様々な準備が考えられる。まずは、障害のある子どもがそれぞれの活動場所で、仲間であることが実感できるように工夫することが大切である。こうしたことは、交流する子どもたちが尻込みせずに安心して活動に参加できることにつながると同時に、自然に友達を受け入れ、自身の活動範囲を広げていくための大切な事前学習にもなる。

(3) 日常的な「交流及び共同学習」

場 面	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
朝の会 朝学活	互いを認め合い、所属意識が実感できるように朝の活動を交流する。	<ul style="list-style-type: none"> 交流学級で朝の活動を共に過ごし、共に挨拶をする。ただし、一人一人の状況やこれまでの学校の取り組み状況により、特別支援学級で朝の会（朝学活）を行うことも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の生活の中で同じ仲間であるという所属意識が実感できるようにする。また、ランドセルやカバンの置き場所については、上記内容を踏まえ交流する児童・生徒の個別の状況に応じて置く場所を決める。 家庭からの連絡（連絡帳等）は、特別支援学級の担任が責任をもって取り扱い、適宜、交流学級担任に情報を提供する。 特別支援学級で健康観察・一日の流れ等を確認することを基本とする。

ポイント

- 交流学級での所属意識や仲間意識が育つように、教職員が手本となって接することが大切である。
- 教室移動の際には、一人一人の児童・生徒の安全面については教職員全体で見守る。交流学級において様子がふだんと違うと感じた場合は、特別支援学級担任に様子を伝え、落ち着いて交流できるように支援しながら学校全体で交流を見守る。

場 面	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
休み時間	ルールを守って休み時間を過ごし、互いを思いやる気持ちを育てる。	<ul style="list-style-type: none"> 学校のきまりを守り、仲良く過ごしたり、楽しく遊んだりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流を推進する際の児童・生徒の活動の把握については、看護当番（小学校）など学校全体で組織だてで行う。

ポイント

- どんな遊び方をしているか、どんなコミュニケーションをとっているか、トラブルやいじめはないかなど、教職員は様子をよく観察し、活動を把握する。
- 子どもたち同士が自然と触れ合えるように言葉をかけ、見守る。機に応じて一緒に遊びに加わる。

場 面	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
給食指導	食事のマナーを身に付け、楽しく給食を食べる。	・配膳から片付けまで協力して行う。	・一人一人の障害の状況等に留意し、実施する時期や回数は各学校で判断する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・交流学級の担任は、交流する児童・生徒の障害の状況や特性をよく理解し、本人ができることは、任せる。 ・給食指導であることを踏まえ、週当たりの回数などは、支援や配慮の在り方を十分に検討し、柔軟に対応することが必要である。また、おかわりの仕方などの学級のルールが共に身に付くように、障害の状況や特性に応じた指導が大切である。 			

場 面	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
清掃活動	清掃の仕方を工夫し、協力して当番活動に取り組むことができる。	・決められた清掃場所へ行き、協力して清掃する。	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃用具の扱いは、事前に指導しておく。 ・交流の一つの取組として特別支援学級の清掃を交流級の児童・生徒とともに行うなど、清掃のねらいが達成できるように柔軟に実施する。 ・実施の際の安全確保には十分に留意する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動は、交流する児童・生徒の障害の状況や特性をよく理解し、どんな用具なら操作できるかを事前に交流学級の担任と特別支援学級の担任とで共通理解し、可能な活動を責任をもってさせるようにする。 ・在籍学級（特別支援学級）を責任をもって清掃する活動を基本とするが、交流学級の児童・生徒と協力して清掃に取り組む機会を設けるなど、清掃本来の目的（自分たちの使っている場所をきれいにする）に合わせ、清掃場所の割り当てを工夫する。 			

場 面	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
帰りの会 終学活	一日の活動を振り返るとともに、明日の見通しをもつことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍学級（特別支援学級）で帰りの会（終学活）を行う。ただし、一人一人の状況やこれまでの学校の取り組み状況により、交流学級で帰りの会（終学活）を行うことも考えられる。 ・特別支援学級で明日の予定を確認し挨拶をして下校する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の日の一日の予定をしっかりと確認させ、見通しと期待をもたせるようにする。 ・教室移動の際の安全面に配慮し、怪我等が無いよう教職員全体で見守る。 ・交流学級で行う場合には、特別支援学級担任が子どもの下校確認を確実にを行うよう注意する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日の締めくくりであるので、一人一人の児童・生徒の様子をしっかりと把握するとともに連絡事項等にもれなどがないよう十分注意する。また、帰りの会を実施する場所は特別支援学級の児童・生徒・保護者が混乱することがないように連絡を密にする。 			

日常的な交流は、児童・生徒の相互理解を図る上で重要な役割を担う。そのため、積極的に「交流及び共同学習」を進めることが大切である。

なお、児童・生徒の実態に即して実施されることが大前提であり、個別の対応が必要な場合には、適宜、個別指導を行っていく。

(4) 特別活動における「交流及び共同学習」

① 学校行事を除いた特別活動における「交流及び共同学習」

活動名	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
学級活動	望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、健全な生活態度を育てる。	・交流学級の活動内容により参加する。行事に向けての話し合い活動や学校生活をよりよくするための話し合い活動に積極的に参加する。	・特別支援学級担任は、事前に話し合う内容等を把握し、子どもの発達の段階や障害の状況等に応じて、話し合い活動に参加できるように支援する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級の特別活動と特別支援学級の特別活動の時間割上の位置をそろえておくようにすると交流が実施しやすい。また、特別支援学級の学級活動のねらいもあることを踏まえ、一人一人の児童・生徒の実態に応じ、一律に年間35時間のすべてを交流学級で過ごすことのないよう配慮する必要がある。 			

活動名	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
児童会活動 (小学校)	望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、学校生活の充実と向上を図る。	・委員会活動や児童集会、体育集会、音楽集会等の活動に参加する。	・特別支援学級担任と交流学級担任は、事前に活動内容等について情報交換し、子どもの発達の段階や障害の状況等に応じて積極的に活動に取り組めるよう支援する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会や集会の内容に応じて、交流する児童の実態に即して個別の参加を行うなど柔軟に実施することが大切である。 ・障害の状況や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。 			

活動名	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
クラブ活動 (小学校)	望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよいクラブづくりに参画し、異年齢集団の交流を深め、学校生活の充実と向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 所属のクラブ活動に参加し、異年齢集団の交流を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級担任は、毎時間の活動内容等を把握し、子どもの発達の段階や障害の状況等に即して、活動への参加を支援する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> 障害の状況や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。 			

活動名	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
生徒会活動 (中学校)	望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会の活動に、特別支援学級の代表として参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級担任と交流学級担任は、事前に活動内容等について情報交換し、子どもの発達の段階や障害の状況等に応じて積極的に活動に取り組めるよう支援する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> 障害の状況や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。 			

活動名	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
部活動 (中学校)	スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する。	・部活動に参加し、異年齢集団の交流や活動内容の深まりを楽しむ。	・部活動の担当者は、生徒の発達の段階や障害の状況、安全面等に留意した上で、当該生徒が可能な限り参加できるように活動内容について配慮する。
ポイント			
・障害の状況や特性に応じた配慮をしながら行うが、できたことを褒めたり、最後まで挑戦させたりすることも大切である。			

活動を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員として協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てるという特別活動の趣旨を踏まえ、児童・生徒の実態に応じた交流を進めることが大切である。

特別活動は学校生活の多岐にわたるため、児童・生徒の実態により、個別の対応が必要な場合は個別指導を行うなど、柔軟に対応する。

② 学校行事における「交流及び共同学習」

行事の種類	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
儀式的行事 入学式 (小・中学校)	学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。	・特別支援学級の児童・生徒が交流学級に入り入学式を行うことを原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性とともに本人や保護者の意向も踏まえながら、各学校で必要とされる合理的配慮を行う。 式での呼名を在籍学級の担任が行うか、交流学級の担任が行うかは、これまでの取組を踏まえて各学校で判断する。 交流学級に座席を用意し着席する場所は、一人一人の状況により配慮する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学式に不安を感じている保護者がいる場合には、事前に入場等の練習をするなどをして不安感を取り除くことが必要である。 流れとしては次のようなものが考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> 朝は特別支援学級に登校し、挨拶・出席確認・健康観察を行う。 その後、交流学級へ行き、入学式に臨む。 式後は、交流学級の活動に参加した後、特別支援学級に戻り、式後の指導、下校指導等を行う。 児童・生徒の動きに関しては、写真撮影や保護者説明等との関連に配慮する。 			
儀式的行事 卒業式 (小・中学校)	学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。	・特別支援学級の児童・生徒が交流学級に入り卒業式を行うことを原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> 教職員で特別支援学級の児童・生徒が交流学級に入り卒業式を行うことを共通理解しておく。 式での呼名を在籍学級の担任が行うか、交流学級の担任が行うかは、これまでの取組を踏まえて各学校で判断する。 交流学級に座席を用意し着席する場所は、一人一人の状況により配慮する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業式に不安を感じている保護者がいる場合には、事前に入場等の練習をするなどをして不安感を取り除くことが必要である。 流れとしては次のようなものが考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> 朝は特別支援学級に登校し、挨拶・出席確認・健康観察を行う。 その後、交流学級へ行き、卒業式に臨む。 式後は、交流学級の活動に参加した後、特別支援学級に戻り、式後の指導、下校指導等を行う。 児童・生徒の動きに関しては、写真撮影等との関連に配慮する。 			

行事の種類	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
文化的行事 (小・中学校)	平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等の学習成果を発表したり鑑賞したりするもののほか、児童・生徒自身によらない催し物等を交流学級で鑑賞などする。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて行い、参加の仕方を工夫する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> 学習発表会など、学習の成果を特別支援学級として発表する場合や、所属の交流学級で発表する場合など、一人一人の状況により多様な活動場面を設定できるようにしていく。 			

行事の種類	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
健康安全・体育的行事 (小・中学校)	心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> セーフティ教室や交通安全教室等の健康安全に関する行事、運動会や球技大会・スポーツ大会等の体育的行事を交流学級で行う。 避難訓練時の人員確認及び安全確認は、在籍学級で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて行い、参加の仕方を工夫する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階によって、参加の機会を一つずつ増やしていくことが大切である。 			

行事の種類	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
遠足・集団宿泊的行事 (小学校)	自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 遠足や校外学習、移動教室など、交流学級の学習メニューを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて安全面・体力面に考慮し、参加の仕方を工夫する。 特別支援学級の児童だけでグループや活動場所が固定されないようグループ編成に配慮する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習メニューについて何をどこまで一緒に行うかを保護者と共通理解するとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、連携を深めることが大切である。 			

行事の種類	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
旅行・集団宿泊的行事 (中学校)	平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 遠足や校外学習、移動教室など、交流学級の学習メニューを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて安全面・体力面に考慮し、参加の仕方を工夫する。 特別支援学級の生徒だけでグループや活動場所が固定されないようグループ編成に配慮する。
<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習メニューについて何をどこまで一緒に行うかを保護者と共通理解するとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、連携を深めることが大切である。 			

行事の種類	ねらい	交流の実際	指導上の留意点
勤労生産・奉仕的 行事 (小学校)	勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の特色ある教育活動に準じて、体験的な活動を交流学級で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて参加の仕方を工夫する。 児童の思いに可能な限り寄り添えるようにグループや活動場所に配慮する。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> どんな体験活動をするかについて、何をどこまで一緒に行うかを保護者と共通理解するとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、連携を図ることが大切である。 			
勤労生産・奉仕的 行事 (中学校)	勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の特色ある教育活動に応じて体験的な活動を交流学級で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて参加の仕方を工夫する。 生徒の思いに可能な限り寄り添えるようにグループや活動場所に配慮する。ただし、職場体験はこの限りではない。
ポイント <ul style="list-style-type: none"> 職場体験はどこで何を行うかについて保護者と共通理解を図るとともに、事後も活動の様子について保護者に伝えるなど、体験先や保護者との連携を図ることが大切である。 			

学校行事は、他の教育活動では容易には得られない大きな集団における望ましい集団活動や感動体験などを通して、望ましい人間関係を形成することが求められる。このことから、本ガイドラインに即して全校で可能な限り取り組むことが望ましい。

なお、児童・生徒の実態に即して、個別の対応が必要な場合には、個別指導を行うなど、柔軟に対応する。

(5) 授業における「交流及び共同学習」

【小学校】

教科等	共同学習のねらい	学習活動	指導上の留意点
国語	それぞれの教科等の内容について、理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導計画に基づき、一人一人の障害の状況等に応じた必要な配慮や手だてを講じることで、その学習のねらいやその目的を達成できるものを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流学級における「交流及び共同学習」において、学習指導は交流学級の担任が中心となって進める。 交流及び共同学習支援員は、担任の指示に基づいて、児童に必要なサポートを行う。 状況等により教員や支援員が付き添い、児童の安全の確保に十分に配慮する。 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて参加する。
社会			
算数			
理科			
生活科			
音楽			
図画工作			
家庭			
体育			
特別の教科道徳			
外国語・外国語活動			
総合的な学習の時間			

【中学校】

教科等	共同学習のねらい	学習活動	指導上の留意点
国語	それぞれの教科等の内容について、理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導計画に基づき、一人一人の障害の状況等に応じた必要な配慮や手だてを講じること で、その学習のねらいやその目的を達成できるものを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流学級における「交流及び共同学習」において、学習指導は交流学級の担任が中心となって進める。 交流及び共同学習支援員は、担任の指示に基づいて、生徒に必要なサポートを行う。 状況等により教員や支援員が付き添い、生徒の安全の確保に十分に配慮する。 一人一人の障害の状況や特性、発達の段階に応じて参加する。
社会			
数学			
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
技術・家庭			
外国語			
特別の教科道徳			
総合的な学習の時間			

授業には、各教科等のねらいがある。「交流及び共同学習」では、通常の学級の各教科等のねらいとともに、交流する児童・生徒一人一人の実態に応じて個別のねらいを設定して行うことも考えられる。併せて、児童・生徒一人一人の実態に合わせた自立活動等のねらいを加味して行うことも考えられる。

いずれの場合でも、個別指導計画に基づき、児童・生徒にとっての教育的効果を明らかにして取り組むことが大切である。

なお、通常の学級における各教科等のねらいの下に行われている授業で共に学ぶものであることから、児童・生徒の実態に応じて、共に学ぶための土台となる個別指導とともに、交流学級の児童・生徒に対する「交流及び共同学習」の理解・啓発を図る指導が重要である。

8 障害のある子どもの理解と配慮について

学校全体で「交流及び共同学習」に取り組むためには、一人一人の子どもに対する理解はもちろんのこと、一人一人の障害の特性等も理解し、その対応について配慮することが必要となってくる。ここでは、学校教育法に示された障害種別を基本としながら、障害種別により、教職員が配慮すべき基本的内容等を以下に示す。

- ここでは、学校教育法に示された障害種別を基本として示していくが、他の障害種別に関する考え方とそれぞれの関係としては次のようなものが挙げられる。

・障害者基本法（平成23年8月）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害者基本法の障害のイメージ図

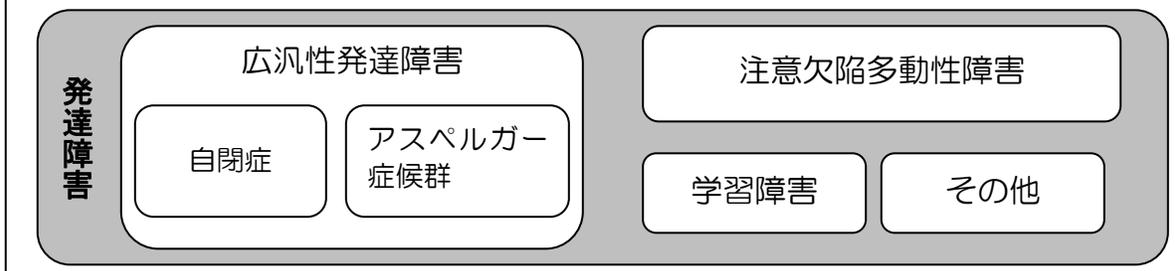


・発達障害者支援法（平成16年4月）

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

○発達障害者支援法の発達障害のイメージ図



- 各障害種別において、教職員が配慮すべき基本的内容等については、次のようなものが挙げられる。

(1) 知的障害

【障害のおもな特性】

知的障害とは、認知や言語などの知的機能の発達に遅れがあり、集団適応等において困難を伴う状態にある。

【配慮する点等】

- ・教員が本人の行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、子ども同士が理解し合い友達になれるようにする。
- ・本人が興味・関心を維持することのできる時間の長さとなるように、教育活動を工夫する。
- ・本人が活動内容を理解しやすくするために、言葉による指示だけではなく、絵や写真等を用いたり、モデルを示したりする。
- ・教育内容を繰り返しできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真、図表等を活用して手順が分かりやすくなるようにしたりして、本人が見通しをもちやすくする。
- ・本人が得意とする活動や普段の授業で慣れている活動を取り入れて、活躍できる場を多くする。
- ・本人の理解の状況に応じて学習内容の変更・調整を行う。（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすることなど）
- ・わかりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カードの活用など）
- ・友人関係を十分に形成できなかつたり、加齢に伴い友人関係の維持が困難になったりする場合もあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感を大切にした対応を図る。

(2) 自閉症・情緒障害

【障害のおもな特性】

- ・他人との関係が希薄で社会的な関係を上手につくることが苦手である。（自閉症）
- ・情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないなどの特徴がある。（情緒障害）

【配慮する点等】

- ・本人が計画された活動内容に見通しがもてるよう、簡潔な言葉やVTR、写

真等の視覚的な情報を活用して事前に知らせる。また、急激な変化を苦手とする場合が多いことから、計画された活動を急に変更することがないようにする。

- ・予定が変更される場合などは、そのことから予測される事態や行動について、本人に説明しておく。
- ・本人が相手の感情や考えを理解することが苦手である場合が多いことから、子ども同士の関係を調整し、誤解によるもめ事等が起こらないよう留意する。
- ・本人が集団活動に参加することが苦手な場合が多いので、少人数による活動から徐々に人数を増やし、子ども同士の相性を考慮するなど工夫する。
- ・特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性、音や温度、触覚に対する過敏性や鈍磨性）に配慮した指導を行う。
- ・数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合は、理解の状況に応じて基礎的・基本的な内容を繰り返したり、社会適応に必要な技術や態度を指導したりする。
- ・視覚情報を活用して情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用など）
- ・細かな作業に時間がかかるような場合は、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
- ・実際に体験することが行動等の意味理解に重要であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、活動予定表等を活用して、学習活動の順序をわかりやすくする。
- ・自閉症や情緒障害の特性に応じて、災害時には、極度に混乱した状態やパニックを起こすことを想定して校内の支援体制を整備する。

(3) LD（学習障害）

【障害のおもな特性】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態がある。

【配慮する点等】

- ・本人の得意な活動や障害により苦手な活動をあらかじめ十分に把握する。
- ・本人が得意な能力を生かした活動ができるように工夫する。苦手な活動に対しては、周囲の理解を図るとともに、できる限り自分の力でできるような支援の手だてを工夫する。
- ・指導に当たっては、具体的に簡潔な言葉で話すとともに、実物やVTR、写真、絵カード等の視覚的な情報を活用する。
- ・文字を示す時には、読みやすい大きな文字を使うようにする。不必要な文字

は黒板から消すなどして、必要な情報を厳選して提示する。

- ・苦手な学習活動があることで自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり友達から認められたりする場面を計画的に設ける。

(4) ADHD (注意欠陥多動性障害)

【障害のおもな特性】

周りのことが気になって勉強に集中できない、忘れ物が多い、宿題を時間までに終わることができない(不注意)、ソワソワして座って話を聞いていられない(多動)、人の話を突然さえぎって話をはじめ、事前に考えて計画的に活動できない(衝動性)等々の特徴がある。

【配慮する点等】

- ・本人が聞き落としや見落としをしないように、指導者に注目していることを確認してから話したり見せたりする。また、一度に多くのことを伝えようとしないで、一つのことを簡潔に伝えるようにする。
- ・一つ一つの活動が短く区切られ、先の活動が終わった時には次にやることが明確に分かっているようにする。
- ・本人が忘れても思い出せるように、指示内容は簡潔に書いて提示する。
- ・本人が好ましくない行動をした時には、その行動がよくないことを短く簡潔に伝え、どのように行動することがよいのかを具体的に伝える。
- ・本人の興味の対象が移りやすいので、活動に不要なものは片付けておくように努める。
- ・聴覚や視覚、触覚等に強い過敏性が見られることから、騒がしい場所や蛍光灯の光、人との接触等を極端に苦手とする場合があることに留意する。
- ・学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすことに留意する。
- ・通院等のために生じた学習の空白や、障害の状態により不足している経験に対して、好きなものと関連付けるなど興味・関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険さ防止策を講じた上で、本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。
- ・活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。
- ・ADHDの特性により、災害時には落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえて、避難訓練等に取り組む。

(5) 言語障害

【障害のおもな特性】

話しことばが、その社会一般の話し方と異なっているために、若しくは、話の内容よりも話し方に注意がいくために、言語の意味理解や言語概念の形成など、コミュニケーションに支障が生じるなどの特徴がある。

【配慮する点等】

- ・本人にとっては、話すことが苦にならない楽しい雰囲気が大切であり、温かく、思いやりのある好ましい人間関係を保つことができるような環境づくりに心がける。
- ・指導者は、はっきりと、しかもゆっくりと話すように努め、本人の話に対しては、笑顔でうなずいたり、気持ちよく返事をしたりして、本人が話し終わるまで丁寧に聞くようにする。
- ・本人の話し方ではなく話の内容に耳を傾けるようにし、本人にとって話したくなるような聞き手であることが大切である。
- ・吃音がある場合は、急いで話したり、言い直すことを求めず、話の途中で口を差しはさんだりしないようにする。
- ・自信を喪失しないように個別指導の時間等を確保し音読指導等を行う。

(6) 肢体不自由

【障害のおもな特性】

四肢体幹に何らかの障害がある。

【配慮する点等】

- ・本人の歩行を妨げたり、ぶつかったりしないよう注意する。
- ・車いすや杖等を使用し階段や段差のあるところで困っている場合には、どうしたらよいかを本人に尋ね、それぞれに合った方法で援助する。また、必要に応じて周囲の人たちの協力を求め、安全な方法で介助するようになる。
- ・車いすを押す場合には、ゆっくり押すように心がける。また、前方に段差や坂道がないかをよく確かめ、急な下り坂では後ろ向きに進むなど、状況に応じた安全な押し方をする。
- ・話をする時は、それぞれの目の高さに合わせるように努め、気持ちを伝えるようにする。
- ・上肢の不自由により書写等の活動に時間がかかる場合の学習内容の変更調整を行う。（書く時間の延長、書く量の軽減、体育等の運動内容の変更など）
- ・書字の能力に応じて、プリントやICT機器を使用するなどコミュニケーションを支援する。

(7) 視覚障害

【障害のおもな特性】

視機能（視力・視野・色覚・光覚）に何らかの障害がある。

【配慮する点等】

- ・教材等を提示する場合、言葉での説明を添えるとともに、手で触って観察できるようにする。
- ・「そこ」、「あそこ」などの指示代名詞は避け、「右手前」などと具体的に指示する。
- ・慣れない場所に行ったり、初めて体験したりする時には、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする。
- ・文字カード等を提示する際には、コントラストをはっきりさせ、文字を大きく書くとともに、照明等に配慮して見やすくする。
- ・視野が狭い場合には、横から近づいてくるものに気が付かなかつたりすることがあるので、衝突による事故等が起こらないよう十分注意する。
- ・教室での座席の位置など、視機能に配慮した場所を確保する。
- ・複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえ、時間を延長するなど柔軟に対応する。
- ・観察等においては、必要に応じて近づいたり、触って確かめたりすることができるようにする。
- ・見えにくいときには、自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。
- ・校内での活動や移動に支障がないように、廊下等も含めて十分な明るさの確保、わかりやすい目印、段差等を明確にわかるようにして、安全を確保する。

(8) 聴覚障害

【障害のおもな特性】

聴覚に何らかの障害がある。

【配慮する点等】

- ・話し手は自分の顔全体、特に口元がはっきりと見えるようにして話しかける。
- ・補聴器で聞き取りやすいように、必ず声を出して話す。唇だけを動かしたり、大声を張り上げたりしないようにする。
- ・話が通じにくい場合には、子どもの手のひらに指でゆっくりと文字を書いたり、空書したり、紙に書いたりして確認できるようにする。
- ・できるだけ板書や実物、指文字を利用するなどして、視覚的な手がかりを下に活動の流れを把握できるようにする。
- ・教室での座席の位置など、障害の状況に応じた配慮をする。

- ・聞こえにくさに応じて、視覚的な情報を効果的に活用する。（わかりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身ぶり、簡単な手話等の使用など）
- ・言語体験が少ないことによる、体験と言葉の結びつきの弱さを補う。（話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導など）
- ・音声情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気を作る。

（９） 病弱・身体虚弱

【障害のおもな特性】

病弱・身体虚弱により、日常の学校生活等に障害がある。

【配慮する点等】

- ・活動に当たっては、保護者、担当医、教師の間で個々の子どもの病状や活動する際の注意事項等を確認する。
- ・てんかんや気管支ぜん息等の子どもは、発作等がない時には他の子どもと同じ程度の活動が可能ながあるが、そのような際にも過重な負担にならないように留意する。
- ・病気によっては急に不調になることもあるので、活動中も体調の変化に十分に注意するとともに、個々の病状や体力に応じた活動を工夫する。
- ・筋力低下や骨折等を伴うことが多い疾患のある子どもについては、無理な運動にならないように留意し、主体的な活動ができるように工夫する。
- ・感染症にかかっていたり、体力や免疫力が低下していたりする場合は、ICT等を活用したテレビ会議を行うなどの活動を積極的に取り入れるようにする。
- ・いじめや不登校等を経験した子どもの場合は、人との関わりを拒否することもあるので、子どもの気持ちを尊重しつつ、活動を広げていくようにする。

（「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月 参照）

【 参考文献 】

- ・ 「発達障害者支援法」平成16年4月施行
- ・ 「障害者基本法」平成23年8月改正・施行
- ・ 「障害者基本計画」内閣府 平成25年9月
- ・ 「小学校学習指導要領」文部科学省 平成29年3月
- ・ 「中学校学習指導要領」文部科学省 平成29年3月
- ・ 「特別支援学校学習指導要領」文部科学省 平成30年3月
- ・ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
中央教育審議会初等中等教育分科会（報告） 平成24年7月
- ・ 「交流及び共同学習ガイド」文部科学省 平成20年7月
- ・ 「交流及び共同学習事例集」文部科学省 平成20年7月
- ・ 「教育支援資料
～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月
- ・ 「障害のある子供について学ぶ」
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成17年
- ・ 「交流及び共同学習」の推進に関する調査研究
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成19年3月
- ・ 「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成20年3月
- ・ 「特別支援学級（固定学級、通級による指導）教育課程編成の手引」
東京都教育委員会 平成23年3月
- ・ 「交流及び共同学習事例集」 全国特別支援教育推進連盟 平成19年3月

あ と が き

このガイドラインは、平成25年1月に公表された素案と平成25年4月からの素案に基づいた各学校の実践を踏まえ、有識者、保護者代表を加えた検証委員会による検証を経て、策定したものです。その際、多くの保護者、学校関係者の皆様にご協力いただきました。本ガイドラインの策定に当たり、ご協力いただいた皆様から感謝いたします。

今後、平成26年4月から、区内固定制特別支援学級設置校において本ガイドラインに基づいた「交流及び共同学習」が各学校の実情に合わせた創意工夫の下に実施されることとなります。本ガイドラインに示された理念に基づいた各学校における「交流及び共同学習」が、障害のある子どもも障害のない子どもも共に成長する機会となり、全ての子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する重要な役割を果たすことにつながっていくものと期待しております。

本ガイドラインには、各学校の教育課程に基づいた「交流及び共同学習」の展開に加えて、「7 交流及び共同学習の実際」として各学校で想定される様々な教育活動における「交流及び共同学習」の具体的な取り組みについても示されています。まずは、日常的な「交流及び共同学習」や学校行事における「交流及び共同学習」を積極的に進めることから始め、本ガイドラインを活用して、さらに豊かな「交流及び共同学習」が実践されていくものと確信しています。

文京区教育委員会といたしましても、すべての子どもたちのためになる「交流及び共同学習」の実現を目指して各学校を支援してまいります。

また、本ガイドラインは、現時点での最新の情報を踏まえて策定しておりますが、今後、各学校の実践と国及び都の動向を踏まえ、適宜、見直しを図る必要があります。今後の特別支援教育の動向を絶えず注視し、いつの時も子どもたちのためになるガイドラインとなるように努めてまいります。

なお、学習指導要領の改訂に伴い、一部内容を変更いたしました。

令和2年4月 文京区教育委員会

